

厚生労働省行政効率化推進計画等の取組実績（平成20年度）

1. 公用車の効率化

（今後の取組計画）

- これまでの取組を引き続き推進するとともに、本省・地方支分部局・施設等機関を含め、保有する公用車については、職員運転手の退職時期に留意しつつ、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用を推進することにより、平成25年度までに82台削減する。

221台（取組開始年度）→202台（16年度）→193台（17年度）→ 180台（18年度）→171台（19年度）→160台（20年度）	（▲61台）
平成20年度予算における削減効果	▲347,408千円
（人件費を除く削減効果）	▲24,617千円

- 公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後の不補充、可能な限りの配置転換、運転業務の民間委託の停止を行うとともに、研修やOJTを実施することにより職員運転手の事務職等への転換に努める。また、待機時間には他の業務にも従事させることとし、人材の有効活用を図ることに努める。
- また、上記公用車以外のものを含め以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。
 - ・ 可能な限り、部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上を図る。
 - ・ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。
 - ・ 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。
 - ・ アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車その他の低公害車への切り替え等により燃料費の削減を引き続き実施するとともに、必要に応じ地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。

- ・ 交通安全教育を実施する。また、必要に応じ ETC を導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。

○ 所管の独立行政法人に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

引き続き実施

(平成 25 年度までの間で順次実施)

2. 公共調達効率化

(今後の取組計画)

○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

① 公共工事

- ・ これまでの取組を引き続き実施。
- ・ 予定価格が 2 億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性にかんがみ一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、その拡大を図る。
また、予定価格が 2 億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。
さらに、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

・ 平成 19 年度における公共工事（競争方式）の実績

(H19. 12. 31 現在)

予定価格が 2 億円以上の工事

一般競争方式： 5 件（100.0%）、2,013 百万円（100.0%）

一般競争方式以外の全ての競争方式

： 0 件（ - ）、 0 百万円（ - ）

予定価格が 2 億円未満の工事

一般競争方式：222件（99.6%）、2,671百万円（98.2%）

一般競争方式以外の全ての競争方式：

：1件（0.4%）、48百万円（1.8%）

・平成18年度における公共工事関係の一般競争による調達割合については、平成19年度中に公表予定。

(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/index.html>)

・ 技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、毎年度定める総合評価実施割合（目標値）を踏まえ、その拡大を図る。

・平成17年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合
平成18年度の総合評価実施割合について件数ベースで約1割を目標とした。

・平成18年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合
技術的な工夫の余地がある工事案件が発生した場合は、平成18年度（件数ベース10%）以上の割合で実施。

・平成19年度における実施状況（H19.12.31現在）
2件（0.9%）、821百万円（17.4%）

・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。

入札情報の公表については、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/index.html>) において行っているほか、第三者機関として入札監視委員会の活用等の入札契約手続の改善のための必要な取組や、談合情報を得た場合の取扱い等、入札契約手続の適切な運用を行っている。

- ・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ボンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。

条件整備について引き続き検討する。

② 公共工事以外

- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。

特定調達契約以外の入札に関する落札者の公示についても、随意契約による場合に準じて、ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/index.html>)において公表している。

○ 適切な競争参加資格の設定等

- ・ これまでの取組を引き続き実施。

○ 民間の技術力の活用

- ・ これまでの取組を引き続き実施。

- ・ 公共工事について、VE（バリュー・エンジニアリング）方式等を活用する。特に、入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用の推進を検討する。（引き続き検討）

引き続き検討する。

- ・ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前V Eの実施を検討する。(引き続き検討)

引き続き検討する。

- 予定価格の適正な設定
 - ・ これまでの取組を引き続き実施。
 - ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行に向けた検討をする。(引き続き検討)

引き続き検討する。

- 随意契約の適正な運用等
 - ・ これまでの取組を引き続き実施。

これまでの取組を引き続き実施するとともに、

- ・ 「随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、全ての分野の監視を行う第三者機関を本省においては平成19年11月12日に設置し、都道府県労働局及び社会保険庁においては平成19年12月中旬に設置している。
- ・ 所管各部局に対し、随意契約の適正化に向けた取組を確実に実施するよう平成19年11月2日に文書で周知徹底を図った。

- ・ 平成19年1月に作成した「随意契約見直し計画」（改訂版）にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

平成19年1月の「随意契約見直し計画（改訂）」の内容

競争性のない随意契約 3,300億円 ⇒ 739億円

(▲2,561億円、77.6%減)

計画作成後の随意契約の適正化の実施状況

(H19. 9. 30 現在)

競争入札 4,022 件 (33.5%)、85,270,822 千円 (12.4%)

企画競争・公募等 3,316 件 (27.7%)、96,954,937 千円 (14.1%)

競争性のない随意契約

4,653 件 (38.8%)、505,895,792 千円 (73.5%)

随意契約見直しに伴う平成 20 年度予算における削減効果 ▲

6,479,486 千円

【反映額の多い主な具体例】

従来、随意契約により調達していた社会保険オンラインシステムにおける窓口装置等の端末設備について、19 年度から、事務所制御装置等の一部を除き、一般競争へ移行すること等により経費を節減

平成 20 年度予算における削減効果 ▲3,064,502 千円

・平成 18 年度実施状況のフォローアップ結果については、平成 20 年 1 月ホームページにおいて公表している。

- ・ 少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。

実施済み。

○ 社会保険庁独自の取組

- ・ これまでの取組を一層推進するとともに、調達における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減、適正な契約事務の実施に努める。

これまでの取組を引き続き推進し、調達における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減、適正な契約事務の実施に努める。

○ 落札率 1 事案への対応等

- ・ これまでの取組を引き続き実施。

一定金額以上の公共調達について、落札率一覧表を公表

平成18年度分の落札率一覧表については、平成19年度中に公表予定。<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/index.html>

- 国庫債務負担行為の活用
 - ・ これまでの取組を引き続き実施。

国庫債務負担行為の活用を拡大

- ・ 物品のリース 9 事項(19 年度)→20 事項(20 年度)
- ・ 情報システムの開発等 0 事項(19 年度)→11 事項(20 年度)
- ・ その他 0 事項(19 年度)→ 8 事項(20 年度)

- 物品等の一括調達の推進等
 - ・ 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

引き続き推進する。

- ・ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

引き続き推進する。

- ・ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付することができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。

引き続き徹底する。

- ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
 - (1) 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、

専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。

引き続き推進する。

(2) 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行う又は各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう事務の省力化方策について検討する。

引き続き検討する。

(3) 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、入居省庁において検討する。

引き続き検討する。

○ 調達事務の集約化の推進

- ・ 同一機関内に複数の調達機関が設置されている場合や複数の調達機関が同一敷地内等に所在する場合には、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達も含めて推進する。

引き続き推進する。

- ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、入居省庁において検討する。(再掲)

引き続き検討する。

○ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた

企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行う。

引き続き検討する。

- 会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行う。

実施済み。

- 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じて各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、適切な処分の方針を決定する。

引き続き実施する。

- その他
 - ・ これまでの取組を引き続き実施。
 - ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。(引き続き検討)

引き続き検討する。

3. 公共事業のコスト縮減

(今後の取組計画)

- 工事コストの縮減等に加え、事業の迅速化、調達の最適化等をポイントとし、構造改革に取り組む。(平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率達成を目標とする。)

引き続き実施

- 水道分野については、今後、厚生労働省公共事業コスト構造改革プログラムに基づき新技術の活用、第三者委託制度の活用などコスト縮減を図るとともに、フォローアップを行っていく。

「水道施設整備事業コスト構造改革プログラム」によるコスト縮減を水道事業者等へ周知するとともに、「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき事業の必要性やコスト縮減等について、事前評価及び再評価を実施し検証するなど引き続き水道事業の効率化・コスト縮減を実施

- 水資源機構においても、「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づき、地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するための技術基準の弾力的な運営、設定等、コスト縮減に取り組むこととしている。

「水資源機構コスト構造改革プログラム」によるコスト縮減を徹底するとともに、「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき事業の必要性やコスト縮減等について、事前評価及び再評価を実施し検証するなど引き続き水道事業の効率化・コスト縮減を実施

- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所に関しては、これまでの取組を引き続き実施。

引き続き実施

4. 電子政府関係の効率化

(今後の取組計画)

- 電子政府構築計画に基づき、引き続き着実な推進を行う。

(1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

ア. 各府省に共通する業務・システム

① 業務・システムの最適化

- ・ 府省に共通する業務・システムについては、担当府省において策定した最適化計画に基づき、業務の効率化と経費の削減を

図る。

最適化計画の実施により、厚生労働省において、次の経費削減（試算値）が見込まれる。

厚生労働省ネットワーク

最適化計画に基づく取組による平成 24 年度からの
年間削減見込額 ▲932,500 千円

食品等輸入届出業務

最適化計画に基づく取組による平成 22 年度からの
年間削減見込額 ▲75,823 千円

② 行政組織等の減量・効率化

- ・ 人事・給与等の内部管理業務について、最適化計画等に基づき厚生労働省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定め合理化を図る。

引き続き実施

イ. 個別府省の業務・システム

① 業務・システムの最適化

- ・ 旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、最適化計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。

最適化計画の実施により、厚生労働省において、次の経費削減（試算値）が見込まれる。

社会保険業務

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲30,000,000 千円

職業安定行政関係業務

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲10,196,301 千円

労働保険適用徴収業務

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲1,261,367 千円

労災保険給付業務

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲3,666,760 千円

監督・安全衛生等業務

最適化計画に基づく取組による平成 21 年度からの
年間削減見込額 ▲1,941,680 千円

厚生労働行政総合情報システム

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲508,068 千円

原爆死没者追悼平和祈念館運営業務

最適化計画に基づく取組による平成 20 年度からの
年間削減見込額 ▲41,112 千円

雇用均等業務

最適化計画に基づく取組による平成 18 年度からの
年間削減額 ▲35,755 千円

がん対策情報センター業務

最適化計画に基づく取組による平成 18 年度からの
年間削減額 ▲277,468 千円

② 行政組織等の減量・効率化

- ・ 旧式（レガシー）システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に併せ、厚生労働省で実施する定員削減等の目標を定め合理化を図る。

最適化計画の実施により、厚生労働省において、20 年度に 469 人
合理化する見込みである。

※ 国民年金保険料の収納事務等のアウトソーシングに係る人数
を除く。

ウ. オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン利用促進のための行動計画（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定）を着実に実施するとともに、引き続き、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。

オンライン利用促進のための行動計画（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定、平成 19 年 3 月 27 日改定）に基づき、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行うことにより、業務の合理化を推進する。

○ その他の効率化

法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果や業務の実態等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

当省所管法令について、データベース化し、HPに公開しているところ。

5. アウトソーシング

（これまでの取組）

- 平成15年度から社会保険の適用に係る届書について、平成18年度から年金や健康保険の給付に係る請求書等について、社会保険オンラインシステムへの入力業務の外部委託を開始した。また、平成16年度から各社会保険事務所で実施してきた納入告知書等の作成・送付業務について、社会保険事務局単位に集約した上で、当該業務の外部委託を開始した。

引き続き実施

平成20年度予算への計上額 5,303,325千円

（今後の取組計画）

- 警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、電話交換業務、新聞記事のクリッピング業務、会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務、国家試験運営業務における願書收受等定型的業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務等について、これまでの取組を踏まえてアウトソーシングを一層推進するほか、個別の事務・事業についても積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについても、その事業の内容に応じ、効率化に資する取組を積極的に検討する。

引き続きアウトソーシングを一層推進する。

平成20年度予算への計上額

・施設・設備等の管理業務 239,732千円
・電話交換 57,330千円

- 公用車の運転業務については、引き続き運転手の退職後の不補充を遵守するとともに、「1. 公用車の効率化」に留意しつつ、運転業務の民間委託を実施する。

引き続き実施	
平成20年度予算への計上額	197, 232千円

- 宿舎管理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。

引き続き推進	
平成20年度予算への計上額	2, 436千円

- 宿舎整備工事の設計・工事監理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。

引き続き推進	
--------	--

- 平成19年度から、ハローワーク関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業の市場化テストの本格導入を図る（平成19年4月から事業開始。）。

ハローワーク関連事業	▲1人（平成20年度） （累計▲11名）
平成20年度予算への計上額	372, 243千円

- 平成19年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、国民年金保険料の収納事業について市場化テストの本格導入を図る。

国民年金保険料の収納事業	▲254人（平成20年度）
平成20年度予算における削減効果	▲1, 731, 907千円
平成20年度予算への計上額	3, 495, 375千円

6. IP電話の導入等通信費の削減

(今後の取組計画)

- IP系サービスの事故などが発生する中、各通信会社の対応状況を踏まえながら、導入時期を再度検討する。(平成19年度以降)

IP系サービスの事故が発生する中、安全面・信頼など万全を期すため、IP電話を含むネットワークの安全性・信頼性について審議している総務省の情報通信審議会の答申及び当該答申に基づく各通信会社等の対応状況を踏まえながら、引き続き、導入時期を検討する。

7. 統計調査の合理化

(今後の取組計画)

- 調査の見直し
 - (1) 国民生活基礎調査の調査方法の効率化(平成19年度実施予定)
 - (2) 中高年縦断調査の調査方法の効率化(平成19年度実施予定)
 - (3) 毎月勤労統計調査の調査方法の効率化(平成19年度実施予定)

平成20年度予算における削減効果

- ・ 調査票収集のオンライン化による効率化 ▲2,775千円
(以下は平成19年度に措置)
- ・ 国民生活基礎調査の調査方法の効率化 ▲69,778千円(平成16年度大規模調査との比較)
- ・ 中高年縦断調査の調査方法の効率化 ▲30,791千円
- ・ 毎月勤労統計調査の調査方法の効率化 ▲6,491千円
(上記調査を含む調査の見直しによる平成20年度までの削減額 ▲175,279千円)

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(これまでの取組)

- 平成16年度から当年度に口座振替により領収した国民年金保険料に係る領収書を振替の度に発行することから年1回まとめて発行することとした。さらに、平成17年度から、領収した保険料を証明する書類として社会保険料控除証明書を発行することにしたため、領

収書を廃止した。

平成20年度までの削減効果 ▲5,275百万円（平成17年度に措置）

- 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。（平成18年10月より実施）

住民基本台帳ネットワークによる生存確認については、年金受給者に係る住民票コードの突合・収録及び周知を含め、平成18年10月から実施した。

平成20年度までの削減見込額（試算額） ▲30億円

※上記削減見込額は、年間を通じて削減効果が見込まれるようになった平成19年度予算及び平成20年度予算における、平成18年度予算額と比べての削減見込の累積額を計上。

（今後の取組計画）

- 「賠償を要しない発送郵便物については、簡易書留でなく配達記録郵便の利用を、また書式の簡略化等により封筒から葉書への変更を検討する。」

現在、簡易書留から配達記録郵便への利用の移行については、郵便物が持ち込まれた際に、可能なものは配達記録郵便への変更をするように担当者に対して指導し、変更をしている。

また、各部局担当者に対し、配達記録郵便への利用の移行について文書にて指導を行うこと及び書式の簡略化等により封筒から葉書への変更を行うことについては引き続き検討中である。

9. 出張旅費の効率化

（今後の取組計画）

- 引き続き、現在導入しているパッケージソフトと同種のソフトを比較検討し、内申書や請求書の作成等旅費の申請手続きの簡素化に、よ

り有効なソフトの導入を検討する。

引き続き情報収集を行っていく。

- 引き続き、航空機又は新幹線等を利用する国内出張でのパック商品等を積極的に利用するよう推奨するとともに、旅程の変更のない海外出張においても割引航空券等の利用を図っていく。

・旅行命令等の事務処理を早期に行い、出張する職員がパック商品等を利用しやすい環境を整えるとともに、積極的にパック商品等の利用促進を図るよう、周知徹底している。

569,835 千円（割引運賃適用前）→507,755 千円（割引運賃適用後）
平成 20 年度予算における削減額 ▲62,080 千円

- 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

引き続き実施

- 職員に対する旅費の支給について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人への口座振り込みの見直しを検討する。

平成 20 年度より実施予定

10. 交際費等の効率化

（今後の取組計画）

- 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。

この取組みに基づき交際費を適切に使用することとし、使用が見込まれない金額については、決算不用とすることとする。

- 職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

平成20年度予算における削減効果

▲490千円

1.1. 国の広報印刷物への広告掲載

(今後の取組計画)

- 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成19年度において、広報印刷物「厚生労働省」等を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

○ 広告料収入実績：331千円（平成18年度）

○ 平成17年度において、広報印刷物「疾病予防リーフレット」及び平成19年度において、広報印刷物「厚生労働省」等について入札を行った。しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。

1.2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(今後の取組計画)

- 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取り組み事例集」（環境省取りまとめ）等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ、簡易ESCO診断等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。
- 庁舎の使用電力購入などに際しても公共調達の効率化を図る。その際、省CO2化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。

平成20年度予算における削減効果 ▲1, 272, 618千円

13. その他

(今後の取組計画)

○ 雇用保険二事業の見直し

雇用保険二事業について、透明で分かりやすい事業運営を行うとともに、失業等給付の抑制に資する観点から、平成19年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。

平成19年4月23日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第30号)の趣旨を踏まえ、引き続きPDCAサイクルの手法による目標管理を徹底し、予算額を対前年度比5.8%減(▲206億円)の3,357億円とし、平成20年度予算案に盛り込んだところ。

平成20年度予算における削減効果 ▲20,600,000千円

○ 社会復帰促進等事業の見直し

社会復帰促進等事業について、より透明で分かりやすい事業運営を行うとともに、各事業の合目的性と効率性を確保する観点から、平成19年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。

平成20年度予算案では、事業の実績評価も踏まえ、合目的性、効率性を確保する観点から見直しを行った。

これにより、平成19年度予算額999億円に対して、3.0%減の969億円を平成20年度予算案に盛り込んだところ。

平成20年度予算案における削減効果 ▲2,997,783千円

○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化

事業主の利便性向上の観点から、社会保険・労働保険の年度更新の期限の統一、現物給与の評価の統一を図る。(平成21年度の実施を目指し、現在国会に法案提出中)

- 社会保険・労働保険の年度更新期限の統一等については、第166回国会にて法案が成立し、平成21年度実施予定。
- 事業主の利便性の向上の観点から、平成18年10月に「社会保険・労働保険徴収事務センター」において開始した次の事務について、平成19年度においても引き続き実施している。
 - ① 徴収事務センターで受け付ける届出書の範囲の拡大
 - ② 社会保険及び労働保険双方の保険料の滞納事業所に対する納付督促の社会保険職員による単独実施
 - ③ 社会保険及び労働保険双方の調査対象事業所に対する事業所調査の労働保険職員による単独実施
 - ④ 事業所説明会の実施時期の統一

平成20年度予算における削減効果

▲28,411千円

○ 労災病院の再編

「労災病院の再編計画」に従い、平成19年度末までに1病院を廃止し、4病院を2病院に統合する。

平成19年度においては、上記再編計画に基づき年度末までに1病院を廃止、4病院を2病院に統合予定。